



茨城県内に所在する事務所または事業所を開設、廃止または休止する場合や、登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付書類と一緒に提出してください。

軽油引取税特別徴収義務者登録変更申請書

(軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書兼用)

茨城県 水戸 県税事務所長 殿		令和〇〇年 3月 15日提出	
特別徴収義務者	登録番号(納税番号)	第 号	
	氏名又は名称	(フリガナ) エーセキユ カブシキガイシャ A石油 株式会社	
	法人にあつては、代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇	
	住所	茨城県水戸市笠原町978-6 ( 301 局 ××××番)	
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 1   2   3   4   5   6   7   8   9   0   1   2   3	
変更事項	新	旧	
特別徴収義務者	氏名又は名称	(フリガナ)	
	法人にあつては、代表者の氏名		
	住所		
事務所又は事業所	名称	A石油株式会社 土浦給油所	
	所在地	土浦市真鍋〇-〇〇-〇〇	
元売業者	氏名又は名称		
	住所		
軽油の貯蔵設備の概要	種類	貯蔵容量及び施設数	貯蔵容量及び施設数
	固定タンク	ハイオク10k1×1、レギュラー30k1×1、軽油20k1×1	
	移動タンク	4k1×1、450l×1	
	その他		
軽油の納入地			
軽油の納入を受ける者の氏名又は名称及び住所			
登録事項変更又は登録消除の事由発生年月日	令和 〇〇年 4月 1日		
登録事項変更又は登録消除の事由	給油所の新規設置		

変更のあった事項について記入する。

- 備考 1 登録事項に変更が生じたとき又は登録消除の事由が発生したときは、遅滞なく、該当する欄に必要な事項を記入して提出すること。
- 2 登録の消除を申請する場合にあつては、交付を受けた特別徴収義務者証を添付すること。